

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局
障 害 児 支 援 課

令和 8 年熊本地震による災害に伴う被災者に係る利用者負担額及び
支給決定等有効期間の取扱いにおける国保連システムの対応について

標記については、「令和 8 年熊本地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」（令和 8 年 8 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により、障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いが困難な者に対する利用者負担額の支払い猶予に関する取扱いについて周知したところである。

また、「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について」（令和 8 年 8 月 17 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課ほか事務連絡）及び「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月二十七日とする措置を指定する件等について」（令和 8 年 8 月 12 日付けこども家庭庁支援局長・こども家庭庁成育局長通知）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく介護給付費等及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所給付費等の支給決定の有効期間及び障害支援区分の認定の有効期間（以下「支給決定等有効期間」という。）の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とすることとしたところである。

これらの取扱いに関する国保連システムの詳細な対応については、障害福祉サービス事業者等における確認及び障害福祉報酬の請求等が円滑に行われるよう、下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本事務連絡について、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会に周知されたい。

記

- 別添 1 利用者負担額の支払い猶予に係る取扱いについて
別添 2 支給決定等有効期間の延長に係る取扱いについて



利用者負担額の支払い猶予に係る取扱いについて

1. 障害福祉サービス事業所等の請求について

利用者負担額の支払いを猶予された者に対する介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の「利用者負担額②」に0と記載して請求すること。利用者負担額の支払いを猶予した場合の給付費明細書の記載方法は、別紙1-1を参考とされたい。

2. 国保連システムにおける受給者情報について

障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いが困難な者に対しては、「令和8年熊本地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」（令和8年8月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により、利用者負担額の支払いを猶予し、免除できるものとしたが、その場合、市町村においては、免除対象とした受給者について、「給付費等の額の特例情報」を設定した受給者異動連絡票情報（基本情報）（障害児支援の場合は、障害児支援受給者異動連絡票情報（基本情報））（以下「受給者情報」という。）を作成し、当該データを国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ送付すること。

また、利用者負担額免除が適用終了となった場合には、当該受給者について「給付費等の額の特例情報」が該当しなくなった受給者情報を作成し、当該データを国保連へ送付すること。

その場合における受給者情報の設定方法については、別紙1-2を参考とされたい。

3. 国保連における一次審査について

上記の2の対応を行わない場合、国保連における請求情報に対する一次審査で「エラー」となるが、庁舎の被災等により、市町村等において受給者情報の整備ができない場合が想定されることから、令和8年7月サービス提供分に関して、下表のエラーについては「警告（重度）」へ変更するので、御承知おきたい。

<「エラー」から「警告（重度）」に変更するエラーコード一覧>

エラーコード	エラー内容
EG79	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG80	資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG81	資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EN21	資格：請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
EN24	資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません

(別添 1)

EN25	資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が受給者台帳の給付費等の額の特例情報「都道府県等が定める額」と一致していません
------	--

- ※1 当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、一次審査結果への影響は発生しない。
- ※2 熊本県国保連の一次審査は、熊本県内の全市町村の受給者の請求に対し一括で処理を行っているため、熊本県内の全市町村において、上記エラーコードの一次審査結果が「エラー」から「警告（重度）」に変更されることとなる。したがって、通常の二次審査業務が可能な熊本県内の市町村においても、上記エラーコードについて二次審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。
- ※3 令和8年8月サービス提供分以降について、別途連絡するまでの間は、引き続き上記のエラーコードを「警告（重度）」とするので、御承知おきたい。

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号						令和 0 8 年 0 7 月 分					
助成自治体番号											
受給者証番号						1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					
支給決定障害者等氏名						厚生 太郎					
支給決定に係る障害児氏名											
指定事業所番号						1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					
事業者及びその事業所の名称						居宅介護サービス事業所					
地域区分						その他					
就労継続						無し					
利用者負担上限月額 ①						3 7 2 0 0					
利用者負担上限額管理事業所						指定事業所番号					
事業所名称											
サービス種別						1 1 開始年月日 令和 0 8 年 0 7 月 0 1 日 終了年月日 令和 年 月 日 利用日数 2 6 入院日数					
サービス内容						サービスコード					
基本報酬A						1 1 X X X 1 6 4 4 2 6 1 6 7 4 4					
加算B						1 1 X X X 2 3 3 4 9 1 3 3 4 9					
加算C						1 1 X X X 3 2 5 1 2 1 2 5 1 2					
給付費明細欄											
サービス種類コード						1 1 居宅介護					
サービス利用日数						2 6 日					
給付単位数						2 2 6 0 5					
単位数単価						1 0 0 0 円/単位					
総費用額						2 2 6 0 5 0					
1割相当額						2 2 6 0 5					
利用者負担額②						0					
上限月額調整(①②の内少ない数)						0					
事業者減免額											
A型減免											
減免後利用者負担額											
調整後利用者負担額											
上限額管理後利用者負担額											
決定利用者負担額						0					
請求額						2 2 6 0 5 0					
給付費						2 2 6 0 5 0					
自治体助成分請求額											
特定障害者特別給付費											
算定日額						日数					
給付費請求額						実費算定額					
1 枚中						1 枚目					

利用者負担上限額は、利用者負担額の支払いが猶予された場合であっても変更しない。

利用者負担額の支払いが猶予された者については、「請求額集計欄」の「利用者負担額②」に「0」と記載する。

災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について(1/2)

災害等の特例(障害者総合支援法第31条(※1))を適用した場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)(※2)は以下のとおり設定する。

※1 児童福祉法については、「法第21条の5の11」又は「法第24条の5」。

※2 障害児支援の場合、「受給者異動連絡票情報(基本)」は、「障害児支援受給者異動連絡票情報(基本)」に読み替える。

【現在の受給者台帳情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20250701	1:新規	999999	9911111111	...	37200	20250701	20260630	1:無し	—	—	—



【送付する異動連絡票情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間(開始年月日)	利用者負担上限額管理有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20260701	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20260701	20270630	2:有り	0	20260728	20270131

・障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いが困難な者について、利用者負担額の支払を猶予・免除(報酬の10割を給付)する場合、受給者情報の「市町村が定める額の適用有無」を「2:有り」とし、「市町村が定める額」に免除後の利用者負担額(0)を設定する。

・「市町村が定める額の有効期間(開始年月日及び終了年月日)」には、災害等特例が適用される期間を設定する。なお、開始年月日および終了年月日が月途中であっても、システム上、1月単位での「市町村が定める額」とする。

※利用者負担上限月額について、変更する必要はない。

災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について(2/2)

災害等の特例(障害者総合支援法第31条(※1))が適用終了となる場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)(※2)は以下のとおり設定する。

「※1」及び「※2」については、前頁に記載のとおり。

【現在の受給者台帳情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20250701	1:新規	999999	9911111111	...	37200	20250701	20260630	1:無し	—	—	—
20260701	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20260701	20270630	2:有り	0	20260728	20270131



【送付する異動連絡票情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額管理有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額管理有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20270201	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20260701	20270630	1:無し	—	—	—

「市町村が定める額の有効期間(終了年月日)」の翌月において、「市町村が定める額の適用有無」を「1. 無し」に設定する。

支給決定等有効期間の延長に係る取扱いについて

1. 国保連システムに係る受給者情報について

令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域内において、令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に支給決定等有効期間（支給決定の有効期間及び障害支援区分の認定の有効期間をいう。）が満了する受給者については、有効期間満了日の翌日から、令和 9 年 1 月 27 日までの異動連絡票情報を作成し、当該データを国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ送付すること。その場合における支給決定情報の設定については、別紙 2－1 を参考とされたい。

また、サービスごとの「決定支給期間」欄については、別紙 2－2 の「最長期間」を超える期間を入力したデータを国保連に送信すると、エラーが発生し、正常に登録されないので、留意されたい。

2. 国保連における一次審査について

上記の 1 の対応を行わない場合、国保連における請求情報に対する一次審査で「エラー」となるが、庁舎の被災等により、市町村等において受給者情報の整備ができない場合が想定されることから、令和 8 年 7 月サービス提供分に関して、下表のエラーについては「警告（重度）」へ変更するので、御承知おき願いたい。

<「エラー」から「警告（重度）」に変更するエラーコード一覧>

エラーコード	エラー内容
EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EG88	資格：受給者台帳の「障害支援区分」の期間が有効期間外です
EH11	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH16	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH17	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

※1 当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、一次審査結果への影響は発生しない。

※2 熊本県国保連の一次審査は、熊本県内の全市町村の受給者の請求に対し一括で処理を行っているため、熊本県内の全市町村において、上記エラーコードの一次審査結果が「エラー」から「警告（重度）」に変更されることとなる。したがって、通常の二次審査業務が可

(別添 2)

能な熊本県内の市町村においても、上記エラーコードについて二次審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。

- ※3 令和8年8月サービス提供分以降について、別途連絡するまでの間は、引き続き上記のエラーコードを「警告（重度）」とするので、御承知おき願いたい。

- データの変更については、異動連絡票にて行う。
- 決定支給期間（終了年月日）を令和8年1月27日と設定する。

【1 設定例】

居宅介護（身体介護）の支給決定が令和7年8月1日から令和8年7月31日までの受給者の場合。

① 正しい例

【現行のデータ】

異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
20250801	1：新規	01	111000	20250801	20260731



【送付するデータ（正しい例）】



異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
20260801	2：変更	99	111000	20260801	20270127

異動連絡票情報について、令和8年8月1日～令和9年1月27日分のデータを作成する。

送付するデータの各項目については、

- 1 「異動年月日」を「20260801」と入力
(次の「② 設定の際の留意事項」を参照の上、入力のこと)
- 2 「異動区分」を「2：変更」と入力
- 3 「異動事由」を「99」と入力
- 4 「決定サービスコード」を「111000」と入力
- 5 「決定支給期間（開始年月日）」を現行データの「決定支給期間（終了年月日）」
の翌日の「20260801」と入力
- 6 「決定支給期間（終了年月日）」を延長された有効期間の満了日の「20270127」と入力

② 設定の際の留意事項（誤った例）

次は、異動年月日（令和8年8月）と決定支給期間（開始年月日）（令和8年9月）を比較すると、決定支給期間（開始年月日）の方が未来の日付になっている例。このデータは国保連において点検エラーとなり、正常に登録できない。

【送付するデータ（誤った例）】



異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
20260801	2：変更	99	111000	20260901	20270127

【重要】

今回の支給決定等有効期間及び障害支援区分有効期間の延長について、国保連システムにおいては、令和8年7月28日から令和9年1月26日の間に有効期間が満了する受給者の終了年月日を一度の処理で令和9年1月27日とするのではなく、毎月の受給者台帳の受付期間に合わせ、送付すること。

例えば、令和8年8月に国保連に送付する対象となるのは、令和8年7月28日から31日までの間に支給決定等有効期間が満了する受給者であり、令和8年9月に国保連に送付する対象となるのは、令和8年8月1日から31日までの間に支給決定等有効期間が満了する受給者となることに留意されたい。

【2 上記の設定例によらない場合の留意事項】

次は、現行データのうち、決定支給期間（終了年月日）のみを令和9年1月27日に修正した例。居宅介護の最長支給決定有効期間（1年）を超過（修正後の決定支給期間は、1年6ヶ月）しているため、このデータは国保連において点検エラーとなり、正常に登録できない。

✕	訂正年月日	訂正区分				
	20260801	2：修正				
	異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 （開始年月日）	決定支給期間 （終了年月日）
	20250801	1：新規	01	111000	20250801	20270127

サービスごとの最長期間一覧

別紙2-2

障害福祉サービス

サービス毎の支給決定有効期間	最長期間	
	経過措置なし	経過措置あり
サービスの種類		
11 居宅介護	1 年	1. 5年
12 重度訪問介護		
13 行動援護		
14 重度障害者等包括支援		
15 同行援護		
24 短期入所		
21 療養介護	3 年	3. 5年
22 生活介護		
32 施設入所支援		
33 共同生活援助	3 年	3. 5年
34 宿泊型自立訓練	1 年	
35 自立生活援助		
45 就労継続支援(A型)	3 年	3. 5年
46 就労継続支援(B型)	50歳以上	
	3 年	3. 5年
	50歳未満	
	3 年	
41 自立訓練（機能訓練）	1. 5年	
42 自立訓練（生活訓練）	3 年	
43 就労移行支援	1 年	
44 就労移行支援（養成施設）	5 年	
47 就労定着支援	1 年	
48 就労選択支援	2 か月	
52 計画相談支援	—	
53 地域移行支援	0. 5年	
54 地域定着支援	1 年	

障害児支援

サービスの種類	入所	通所	最長期間
55 障害児相談支援	—	—	—
61 児童発達支援		●	1 年
62 医療型児童発達支援		●	1 年
63 放課後等デイサービス		●	1 年
64 保育所等訪問支援		●	1 年
65 居宅訪問型児童発達支援		●	1 年
71 障害児入所支援	●		3 年
72 医療型障害児入所支援	●		3 年